

認定資格細則

第1条 日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー（以下認定キャリア・カウンセラーと称する）制度規則第3条の規定による認定資格は本細則の定めるところによる。

第2条 認定資格の条件は次の(1)～(3)で、各項をすべて充足するものとする。

- (1) 本学会に正会員、名誉会員として引き続き1年以上在会し、会員としての義務を果たし、会員たるにふさわしい者。
- (2) 資格認定の基準を満たし、且つ資格認定のための書類審査および面接試験に合格した者。
- (3) キャリア教育、進路指導、職業指導およびキャリア・カウンセリング等に関する研究論文、事例報告、もしくは実践記録等を有するもの。
- (4) 本学会において研究発表または研修に参加した者。
- (5) キャリア・カウンセラー倫理綱領を遵守できる者。

第3条 日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー制度規則に基づく資格認定を受けようとする者は、審査料を添えて所定の申請書類を、キャリア・カウンセラー資格認定事務局を通じて、認定委員会に提出しなければならない。

第4条 認定委員会は、資格認定事務局を通じて認定を希望する者から申請があった時は、速やかに認定業務計画を作成し、それに基づき認定作業のための所定の手続きに入らなければならない。

また、認定希望者には認定に関する事項を通知する。

第5条 認定委員会における審査、考査等の基準は別に定める。

第6条 当分の間、審査料は1万円、認定料は3万円とする。

第7条 資格認定を受け、認定料を納付した者は本学会認定キャリア・カウンセラー名簿に登録されるとともに、規則第6条による認定証および登録証の交付を受ける。

付則1 平成29年10月14日改定(平成30年4月1日施行)

日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー資格認定基準

第1条 日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー資格認定申請者は評価基準により 100 点以上の評点を得た上で、面接試験を受けることができる。

第2条 評点は以下の基準で与えられる。以下B領域は20点以上、C、D領域は20点以上とし、B～F合計100点以上でなければならない。ただし、A領域は資格認定を受ける上で必修領域とする。

第3条 各領域の配点は、満点を表しており、評価点についてはキャリア・カウンセラー資格認定委員会の判断による。

2 基礎講座・研修講座における研修内容については、次の4分野を定める。

- a. キャリアに関する理論と活用
- b. カウンセリング・スキルに関する理論と実践
- c. 学校教育・キャリア教育の理解
- d. 産業・職業の理解と実践的支援

A キャリア・カウンセラー基礎講座（以下「基礎講座」と称する。）

（1）本学会の「基礎講座」（10時間以上の集中研修講座）の受講ならびに修了時に実施される筆記試験の受験

（条件）修了時の筆記試験は、基礎講座の研修内容に準じて出題されることから、60点以上を合格とする。ただし、合格点に達しない場合は、1回に限り再試験（次回の試験）を認める。

（講座内容例）

a. キャリアに関する理論と活用

- ① キャリアに関する諸理論
- ② 進路指導・キャリア教育に関する考え方
- ③ ガイダンス・プログラムに関する理論
- ④ その他

b. カウンセリング・スキルに関する理論と実践

- ① キャリア・カウンセリングの理論と実践力
- ② キャリア・カウンセリングの基本的スキル
- ③ アセスメント・ガイダンスツールの理解と活用力
- ④ メンタルヘルスへの理解と実践的支援力
- ⑤ その他

c. 学校教育・キャリア教育の理解

- ① 学校教育における進路指導・キャリア教育の理解
- ② 進路指導・キャリア教育における教育課程の作成や校内連携を図る能力
- ③ 職場体験などの企画・運営・調整する能力
- ④ 学級（HR）経営、学校運営・経営の能力
- ⑤ 学校外の組織と連携する能力
- ⑥ その他

d. 産業・職業の理解と実践的支援

- ① 産業・職業に関する理解と実践的支援力
- ② 労働関連法規の理解と実践的支援力
- ③ 働く若者への支援制度の活用力
- ④ その他

B キャリア・カウンセラー研修講座（以下「研修講座」と称する。）

（2）本学会の「研修講座」への参加

※講師：20 点、受講者：10 点（1 回：2 講座につき）

（条件）研修講座の受講時間数 時間以上、且つその中で、4 分野の全てを受講しなければならない。

（内容例）研修講座は、下記の 4 分野における講座の内容を踏まえた上で、最新の知識、新たな知見、最近の環境動向などを含む内容とする。

- a. キャリアに関する理論と活用
- b. カウンセリング・スキルに関する理論と実践
- c. 学校教育・キャリア教育の理解
- d. 産業・職業の理解と実践的支援

C 研究・研修活動

（3）本学会の「研究大会、研究セミナー」への参加並びに本学会研究地区部会の研究・研修会への参加（1 回につき）

※講師：10 点、研究発表者：10 点、参加者・受講者：5 点

（4）本学会の主として資格認定委員会が開催する「特別講座等」（研修講座を除く）への参加

※講師：10 点（1 講座につき）、受講者：5 点（1 講座 90 分につき）

（5）文部科学省、厚生労働省、経済産業省、都道府県教育委員会などの主催する進路指導・カウンセリング等の研究会・研修会への参加

※講師：10 点、研究発表者：10 点、参加者・受講者：5 点

（6）日本進路指導協会、全国小学校キャリア教育研究協議会、全国中学校進路指導・キャリア教育連絡協議会、全国高等学校進路指導協議会等の学校教育に関連する研究・研修講座への参加（1 回につき）

※講師：10 点、研究発表者：10 点、参加者・受講者：5 点

（7）本学会が認める学会への参加（1 回につき）

※研究発表者・シンポジスト等：10 点（進路指導、キャリア支援関連のテーマ）、参加者・受講者：5 点

（例）日本カウンセリング学会、日本キャリアデザイン学会、日本教育カウンセリング学会、日本教育心理学会、日本キャリア・カウンセリング学会、日本産業教育学会、日本心理学会、日本発達心理学会、などがある。これ以外の学会の場合も、キャリア教育にかかわる日本学術会議協力学術研究団体であること。但し、IAEVG、ARACD、日本産業カウンセラー協会、日本教育カウンセラー協会、日本スクールカウンセリング推進協議会、日本進路指導協会などは特に同等と認める。

注：IAEVG（International Association for Educational and Vocational Guidance）、

ARACD（Asian Regional Association for Career Development）

（8）大学、大学院、短期大学において「キャリア・カウンセリングに関わる単位を履修した場合、2 単位につき 10 点。なお、同上大学において聴講生・履修生として、同上の単位を履修した場合にも同等の扱いとする。

D 実務経験

※この領域の実践がない者は、B 領域の研修講座の 4 分野の全て（6 時間以上：20 点）の追加受講を必修とする。

（9）大学・短期大学等でのキャリアに関わる講義・演習を授業（15 コマ）として担当：1 年間で 10 点、キャリアに関わる講義・演習を講座として年間数回担当：1 年間で 5 点

（科目・講座例：進路指導、カウンセリング、生徒指導、特別活動、キャリア講座等）

- (10) 中学校、高等学校における進路指導主事(進路指導主任)及び、専修学校、各種学校、大学、短大等で進路指導、就職指導を常勤として担当：1年につき 10 点
- (11) 学校、教育相談所(センター)、企業あるいは行政機関等の相談機関におけるキャリア支援。(専任)：1年につき 10 点、(非常勤)：1年につき 5 点、但し同一年において非常勤が重なる場合、年 10 点を超えないものとする。
- (12) 小学校、中学校、高等学校でのクラス担任の経験：1年につき 5 点
- (13) 教育管理職(校長、副校長・教頭、指導主事など)の経験：1年につき 10 点

E 研究・執筆活動

- (14) キャリア・カウンセリングに関する著書(ただし単著に限る) 40 点
- (15) キャリア・カウンセリングに関する著書、翻訳書(申請をする者が主として執筆をした部分に対して認定される) 図表を含む 4,000 字以上の場合を 5 点とし、以降 4,000 字を越えるごとに 5 点を加算。
- (16) 学術誌等に、審査を経て掲載されたキャリア・カウンセリングに関わる研究論文・実践報告 20 点 ただし共同執筆の場合は 15 点
- (17) 学校・研究所等の紀要や報告書などに、無審査で掲載されたキャリア・カウンセリングに関わる研究論文・実践報告 10 点 ただし共同執筆の場合は 5 点
- (18) キャリア・カウンセリングに関わるテーマで修士論文を執筆し、修士の学位を持つ者 10 点
- (19) キャリア・カウンセリングに関わるテーマで博士論文を執筆し、博士の学位を持つ者 20 点

F 教職免許関係

- (20) 教育職員免許法の教職に関する科目「生徒指導・教育相談・進路指導」に関する科目(2 単位)履修者：5 点
- (21) 教育職員免許法の教科に関する科目「職業指導」(4 単位)履修者：10 点
- (22) 教育職員免許法による「職業指導」の免許状所有者：10 点

G その他

- (23) 文部科学省、都道府県教育委員会等における進路指導、カウンセリング、生徒指導、特別活動等に関する「手引書や指導資料」の作成協力、進路指導・カウンセリング等に関する指導業績や履歴は、その寄与度に応じて 5 点から 20 点の範囲で評価が与えられる。

第 4 条 キャリア・カウンセラー資格認定委員会における申請者に関する書類審査の結果、A 領域を除く B～F 領域の合計が 100 点以上の評点を得た者は、本学会認定の「キャリア・カウンセラー」の面接試験を受験することができる。

- (条件) 面接試験は、下記に示すキャリア・カウンセラーに求められる能力要件に基づいて 2 名の面接委員によって行う。面接評価点は 70 点以上であることを要す。
ただし、評価はキャリア・カウンセラー資格認定委員会が行う。

【必要とされる能力要件】

a. キャリアに関する理論と活用

- ① キャリアに関する諸理論
- ② 進路指導・キャリア教育に関する考え方
- ③ ガイダンス・プログラムに関する理論
- ④ その他

b. カウンセリング・スキルに関する理論と実践

- ① キャリア・カウンセリングの理論と実践力

- ② キャリア・カウンセリングの基本的スキル
- ② アセスメント・ガイダンスツールの理解と活用力
- ③ メンタルヘルスへの理解と実践的支援力
- ④ その他

c. 学校教育・キャリア教育の理解

- ① 学校教育における進路指導・キャリア教育の理解
- ② 進路指導・キャリア教育における教育課程の作成や校内連携を図る能力職場体験などの企画・運営・調整する能力
- ③ 学級（HR）経営、学校運営・経営の能力
- ④ 学校外の組織と連携する能力
- ⑤ その他

d 産業・職業の理解と実践的支援

- ① 産業・職業に関する理解と実践的支援力
- ② 労働関連法規の理解と実践的支援力
- ③ 働く若者への支援制度の活用力
- ④ その他

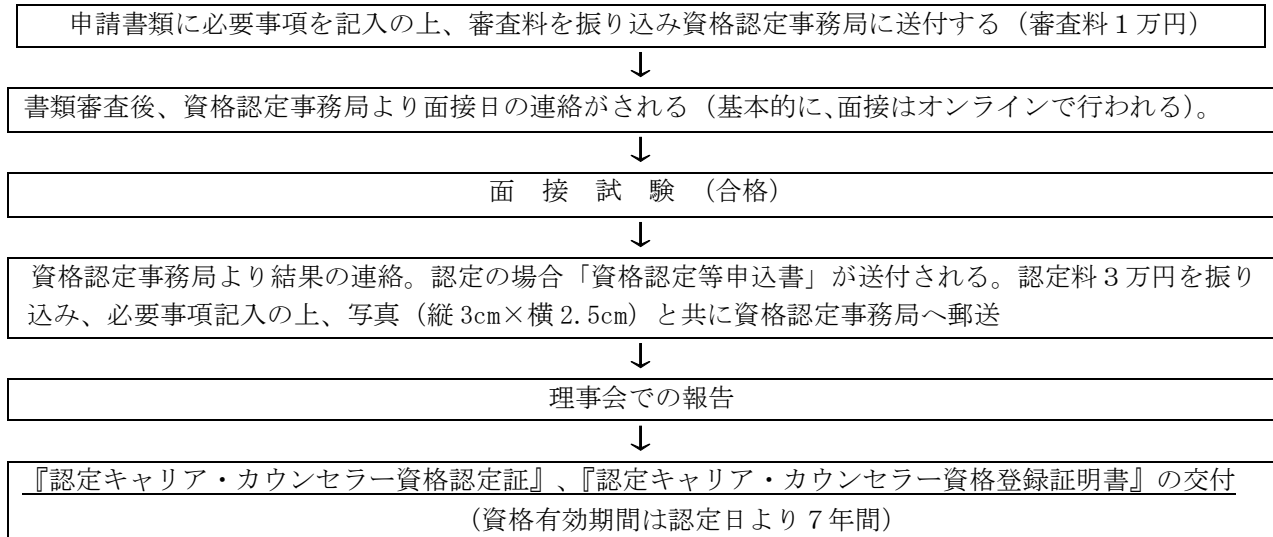
第5条 キャリア・カウンセラー資格認定委員会における認定のための面接試験に合格した者はキャリア・カウンセラーの資格が与えられる。面接試験は日本キャリア教育学会研究大会及び研究セミナー、研修会、理事会やその他、状況に合わせて実施される。

付則1 平成 29 年 10 月 14 日改定(平成 30 年 4 月 1 日施行)

(2) 令和 7 年 9 月 14 日 改定(令和 8 年 4 月 1 日施行)

日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー 資格認定申込要領

【申込から認定までのスケジュール】



資格認定申請書等記入方式

（「日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー資格認定基準の手続き」に基づく。）

【記入注意事項】

- （1）各項目について、それらを客観的に証明できる資料を添える。（例：講座修了証、辞令、雇用契約書、委嘱状、論文などのコピー、在職証明書など）
- （2）それぞれの記入欄以上に記入事項がある方は、特にキャリア・カウンセリング、進路指導に関わるものを中心に選択して記入する。
- （3）「※点」の欄は資格認定委員会で記入するので記入しない。
- （4）添付資料には番号を付し、表中「資料 NO.」の欄にその番号を記入する。
- （5）提出された書類、添付書類等は返却しない。

申請書類その 1

- ① 必要事項を記入する。
- ② 学会 ID は、学会からの郵送物の住所欄にある 4 桁の数字である。

申請書類その 2

- ① 学歴は旧制中学・高等学校卒業より記入する。
- ② 職歴は主たるものを記入する。特に進路指導、カウンセリング関係（進路指導主事など）の履歴を記入する。
※ 記入欄不足の場合は用紙をコピーし添付する。

申請書類その 3・4

- A キャリア・カウンセラー基礎講座（以下「基礎講座」と称する。）
本学会の「基礎講座」（修了試験含む）の受講について

受講講座テーマ：修了証に記載してある講座テーマを記載する。

講座修了証のコピーを添付する。

B キャリア・カウンセラー研修講座（以下「研修講座」と称する。）

本学会の「キャリア・カウンセラー研修講座」への参加

受講講座：受講講座の詳細を記入する。

講座修了証のコピーを添付する。

講師経験：講師経験詳細欄を記入する。

資料は、講師依頼文章、大会・セミナープログラム等のコピーを添付する。

申請書類その4

C 研究・研修活動

（1）本学会の「研究大会、研究セミナー」への参加並びに本学会地区部会への参加

- ① 研究会等の名称：第何回の研究大会、研究セミナー、地区部会等を記入する。
- ② 参加年月：大会、セミナー、地区部会への参加年月を記入する。
- ③ 講演・発表テーマ：講演者・発表者に関しては、講演・発表のテーマ等を記入する。
- ④ 参加形態：講師、研究発表者、参加・受講者のいずれかを記入する。
- ⑤ 資料は開催プログラムや氏名が掲載されているものを添付する。

申請書類その5

（2）本学会の主として資格認定委員会が開催する「特別講座等」（研修講座を除く）への参加

- ① 講座名の名称：受講した講座名称を記入する。
- ② 受講年度：講座受講年度を記入する。
- ③ 資料は講座修了証（コピー）を添付する。

（3）文部科学省、厚生労働省、経済産業省、都道府県教育委員会などの主催する進路指導・カウンセリング等の研究会・研修会への参加

- ① 参加年月：研究会、研修会への参加年月を記入する。
- ② 主催：主催団体名、研究会名を記入する。
- ③ 研究大会・研修会名称：研究会、研修会のテーマ等を記入する。
- ④ 発表テーマ：発表者に関しては発表テーマを記入する。
- ⑤ 参加形態：講師、研究発表者、参加者・受講者のいずれかを記入する。
- ⑥ 資料は開催プログラムや氏名が掲載されているものを添付する。

申請書類その6

（4）日本進路指導協会、全国小学校キャリア教育研究協議会、全国中学校進路指導・キャリア教育連絡協議会、全国高等学校進路指導協議会等の学校教育に関連する研究・研修講座への参加

- ① 年月：研究会、研修会への参加年月を記入する。
- ② 主催：主催団体名、研究会名を記入する。
- ③ 研究大会・研修会名称：研究会、研修会のテーマ等を記入する。
- ④ 発表テーマ：発表者に関しては発表テーマを記入する。
- ⑤ 参加形態：講師、研究発表者、参加者・受講者のいずれかを記入する。
- ⑥ 資料は開催プログラムや氏名が掲載されているものを添付する。

（5）本学会が認める他学会への参加参加年月：研究会、研修会への参加年月を記入する。

- ① 学会名：主催学会名を記入する。
- ② 研究大会・研修会名称：大会、セミナー等の名称を記入する。

③ 参加形態：研究発表者・シンポジスト等、参加者・受講者のいずれかを記入。

④ 資料は開催プログラムや氏名が掲載されているものを添付する。

(例) 日本カウンセリング学会、日本キャリアデザイン学会、日本教育カウンセリング学会、日本教育心理学会、日本キャリア・カウンセリング学会、日本産業教育学会、日本心理学会、日本発達心理学会、などがある。これ以外の学会の場合も、キャリア教育にかかわる日本学術会議協力学術研究団体であること。但し、IAEVG、ARACD、日本産業カウンセラー協会、日本教育カウンセラー協会などは特に同等と認める。

注：IAEVG (International Association for Educational and Vocational Guidance)
ARACD (Asian Regional Association for Career Development)

申請書類その 7

(6) キャリア・カウンセリングに関わる単位修得について単位を履修した大学等名称、講義・演習の名称及び、担当指導者名（わからない場合は空欄）取得単位数：単位数を記入する。

① 単位取得年度：単位を履修・取得した年度を記入する。

② 資料は単位取得証明書のコピーを添付する。

申請書類その 8

D 実務経験

※この領域の実践がない者は、B領域の研修講座の 4 分野の全て（6 時間以上：20 点）の追加受講を必修とする。

(1) 大学・短期大学等でのキャリアに関わる講義・演習を授業（15 コマ）として担当若しくはキャリアの内容を講座として数回担当の実績（科目・講座例：進路指導、カウンセリング、生徒指導、特別活動、キャリア講座等）

① 資料は担当科目の非常勤講師委嘱状等、掲載されたシラバスのコピーを添付する。

② 年間数回担当の場合も同様の書類を添付する。

(2) 中学校、高等学校における進路指導主事（進路指導主任）及び各種学校、大学、短大等で進路指導、就職指導を常勤として担当の実績該当する実績を記入する。

○ 資料は委嘱状、または証明になる書類などのコピーを添付する。

(3) 学校、教育相談所（センター）、企業あるいは行政機関等の相談機関におけるキャリア支援の経験に該当する実績を記入する。専任か非常勤かの違いを明確にする。

○ 資料は委嘱状、または証明になる書類などのコピーを添付する。

申請書類その 9

(4) 小学校、中学校、高等学校でのクラス担任の経験

(5) 教育管理職（校長、副校長・教頭、指導主事など）の経験資料は辞令、または客観的に経歴を証明できる書類などのコピーを添付する。

申請書類その 10

E 研究・執筆活動

(1) キャリア教育、キャリア・カウンセリングに関する著書（単著に限る）

① 必要事項を記入する。

② 資料は、著書の表紙・目次・奥付をコピーする。書籍の添付も可（但し返却しない）。

(2) キャリア教育、キャリア・カウンセリングに関する著書、翻訳書（申請者が主として執筆した部分のみ対象）

① 必要事項を記入する。執筆の文字数を記載する。

② 資料は、著書の表紙・目次・奥付をコピーする。書籍の添付も可（但し返却しない）。

- ③ 執筆者数：共著の場合は記入する。
- (3) 学術誌等に審査を経て掲載されたキャリア教育、キャリア・カウンセリングに関わる研究論文・実践報告
- ① 必要事項を記入する。
- ② 資料は、論文誌の表紙、目次などをコピーする。抜き刷り等の添付も可。
- ③ 区分：該当するものに○を付する。執筆者数：共著の場合は記入する。

申請書類その１１

- (4) 学校・研究所等の紀要や報告書などに、無審査で掲載されたキャリア教育、キャリア・カウンセリングに関わる研究論文・実践報告必要事項を記入する。
- 資料は、論文誌の表紙、目次などをコピーして下さい。抜き刷りの添付の添付も可。
- (5) キャリア教育、キャリア・カウンセリングに関わるテーマで修士論文を執筆し、修士の学位を取得した場合
- ① 修士論文テーマ、大学院名、執筆年度を記入する。
- ② 資料として論文のコピーの添付も可。コピーが困難な場合は、要約のコピーのみでも可。
- (6) キャリア教育、キャリア・カウンセリングに関わるテーマで博士論文を執筆し、博士の学位を持つ場合
- ① 博士論文テーマ、大学院名、執筆年度を記入する。
- ② 資料として論文のコピーの添付も可。コピーが困難な場合は、要約のコピーのみでも可。

申請書類その１２

F 教職免許関係

- (1) 教育職員免許法の教職に関する科目「生徒指導・教育相談・進路指導」に関する科目履修について
- ① 単位数：取得単位数を記入する。
- ② 大学名：履修した大学名を記入する。取得年度：取得した年度を記入する。
- (2) 教育職員免許法の教科に関する科目「職業指導」に関する科目履修について
- ① 単位数：取得単位数を記入する。
- ② 大学名：履修した大学名を記入する。取得年度：取得した年度を記入する。
- (3) 教育職員免許法による「職業指導」の免許状所有について所有：該当するものに○印を付する。

G その他

- (1) 文部科学省、都道府県教育委員会等への協力・業績業績
- ① 年月：年月を記入する。
- ② 具体的な内容：具体的内容（例：手引書の作成等）を記入する。
- ③ 対象：文部科学省、各都道府県、市町村教育委員会、学校名等を記入する。

申請書類その１３

- (1) その他特記事項：キャリア教育、進路指導、カウンセリングに関わることで、特に特記事項がある方は記入する。

○ 志望動機：認定キャリア・カウンセラー資格の志望動機を記入する。

付則1 平成 29 年 10 月 14 日改定(平成 30 年 4 月 1 日施行)

(2) 令和 7 年 9 月 14 日 改定(令和 8 年 4 月 1 日施行)